

物価高騰対応重点支援給付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、家計への影響が大きい低所得者世帯の生活を支援するため、**1世帯当たり10万円（児童1人あたり5万円加算）**を給付します。

支給額 1世帯あたり10万円（基本給付）、児童1人あたり5万円（加算給付）

支給対象となる世帯と手続き

支給対象となる世帯

確認書の返信が必要です

（基本給付）1・2いずれにも該当する世帯

- 1 **世帯の全ての方が**、令和5年12月1日（基準日）時点で神戸町に住民票がある。
- 2 **世帯全員が令和5年度住民税所得割が課税されておらず、かつ世帯員の少なくとも1人が住民税均等割のみ課税されている。**

※1人暮らしの学生等、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外

（加算給付）

- 1 基本給付の支給対象世帯 または
- 2 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分7万円）受給世帯のうち、**18歳以下の児童を扶養している世帯。**

※18歳以下の児童…平成17年4月2日生まれ以降の児童。基準日以降に生まれた新生児も含む。

※2に該当する世帯は、加算給付のみが支給されます。

確認書が届いたら専用封筒で返信してください

5月中旬をめどに、支給対象世帯あてに町から確認書を送付します。

確認書の提出期限：令和6年6月28日（金）必着

確認書による申請期間

確認書がお手元に届いた日～6月28日（金）必着

（町が受理した日から20～30日後を目安に支給します。）

（令和5年1月2日以降に転入した方や家族構成が変わった方は）申請が必要

世帯の中に、令和5年1月2日以降に神戸町へ転入した方がいる場合、基準日以降に生まれた児童がいる世帯等においては、給付金を受け取るには申請が必要です。

【申請書の配置】健康福祉課窓口

申請書の提出期限：令和6年7月26日（金）必着 ※準備が必要な添付書類があります。

申請書による申請期間

申請書がお手元に届いた日～7月26日（金）必着

（町が受理した日から20～30日後を目安に支給します。）

※給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！